

業務委託仕様書

1 委託業務名

東北の県庁所在地六市連携による夏祭り旅行商品造成業務

2 委託業務の目的

東北六市（青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市）では、平成 23 年から平成 28 年まで東北六魂祭、平成 29 年からは東北絆まつりを開催してきたほか、国内外でのプロモーション事業にも積極的に取り組んできた。

今年度より開始する「東北六市連携による東北の夏祭りを活用した観光物産プロモーション」では、東北六市の夏祭り（青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつり）を、多くの方の関心を引くきっかけや素材等として活用しながら、①様々な観光情報の発信や②周遊促進、③観光物産プロモーション、④旅行商品造成等に3年間取り組み、最終的には閑散期（冬季）を含む年間を通して六市の観光客を増加させることにより、コロナ前の水準まで観光客の回復を図り、東北の交流・関係人口の拡大に寄与し、地域経済活性化を目指す。

本事業においては、④旅行商品造成に取り組むこととし、六市の夏祭り体験プログラムと他の観光素材等を組み合わせたパッケージ型ツアー（令和5年夏に実施）を造成し、販売する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 委託業務内容

（1）旅行商品造成

契約後、東北六市の夏祭り体験プログラム（「青森ねぶた祭」「秋田竿燈まつり」「盛岡さんさ踊り」「山形花笠まつり」「福島わらじまつり」「仙台七夕まつり」）を含むパッケージ型ツアーを下記の通り造成し、令和5年3月24日（金）までに販売を開始すること。

①行程

- ・想定される発着地は以下の通り

仙台市や他の東北の県庁所在地ならびに首都圏、関西

- ・六市（周辺含む）行
- ・同一市内のみでのツアーとならないこと

（例：「仙台市集合～仙台市内行程～仙台市解散」は不可だが、「仙台市集合～仙台市内行程～山形市内行程～仙台市解散」は可）

- ・日帰り～2泊3日

※宿泊地は六市内が望ましいが、宿泊施設の確保が困難な場合は発注者と協議の上、六市外とすることも可能とする。

- ・各市への移動手段は、バス、レンタカー、鉄道または飛行機

②ツアー概要

- ・令和5年7～9月催行（想定）
- ・各市の夏祭り体験プログラム（契約後、各団体と調整し造成すること）、各市（周辺含む）の観光素材、グルメ等を含む内容
- ・各市行を1種類ずつ、計6種類造成

③その他

- ・ツアーの運営経費は、ツアー代金から賄うこととする
- ・販売価格や詳細のツアー内容は特に指定しないが、内容や販売価格は吟味の上、参加者数確保に努めること
- ・造成したツアーの販売・周知については、4（2）販売・周知の通り

（2）販売・周知

造成した旅行商品については、発着地周辺の方向けに周知できる媒体にて広報し、販売を行うこと。媒体には、①東北の夏祭りのツアーであること②ツアー行程等③WEBサイト「ときめく、とうほく」(<https://tohoku-kizunamatsuri.jp/special/>)のQRコードを記載し、読者の目を引き、ツアー参加につながるよう工夫すること。

（3）相乗効果が期待できる独自の取り組み等

上記の業務に加え、本事業の目的達成に貢献し、相乗効果が期待できる独自の取り組みを実施すること。

（4）成果物の提出

本事業実施の成果物について、下記の通り紙及び電子ファイル（PDF形式）で提出すること。

①媒体資料（夏祭り旅行商品を掲載）

納品部数：6部

納品場所：六市（各市1部ずつ）

納入期限：令和5年3月24日（金）

②タリフ（各夏祭り体験プログラム）

納品部数：6セット

※1セット＝各祭り1プログラム×6祭り＝6プログラム

納品場所：六市（各市1セットずつ）

納入期限：令和5年3月24日（金）

（5）留意事項

- ・旅行商品の企画造成、販売に関する企画・交渉・諸手続・各種手配等の一切の業務を行うこととし、事前に各市と調整を行うこと
- ・販売から催行終了までの期間、旅行商品購入者、観光施設、宿泊施設等からの問い合わせに、誠実な対応に努めること。

5 契約に関する条件等

（1）著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

本事業で造成した夏祭り体験プログラムについては、以降、自由に利用できることとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

6 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。